

グリーンボンド環境保全活動に関する協定書

株式会社中国新聞社（以下「甲」という。）及び広島県（以下「乙」という。）は、甲が行う森林環境の保全のための活動の実施について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 甲は、次条に掲げる森林において育林活動（以下「森林保全活動」という。）を実施することにより、森林環境の保全に貢献するとともに、地域社会との交流を通して地域の発展に寄与するものとし、乙は、甲の活動に対して協力するものとする。

（活動の対象となる森林）

第2条 この協定により、甲が森林保全活動を行う森林（以下「協定対象森林」という。）は、次に掲げるとおりとし、乙は協定対象森林について、甲が愛称を付与することを承認する。

所 在 地	面 積 (h a)	備 考
広島県廿日市市吉和	3. 0 ha	区域については、別紙2のとおり
広島県立もみのき森林公園内		

- 2 愛称は、「ちゅーピーの森」とする。
- 3 乙は、第3条1項に規定する期間内に前項に定める愛称を変更することができない。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、2023年8月22日から2028年8月21日までの5か年とする。

（活動の実施）

- 4 甲は、協定対象森林における森林保全活動を別紙1の「ちゅーピーの森」森林保全活動計画に基づき実施するものとする。
- 2 森林保全活動に当たり、甲が必要と認める場合、森林保全活動の一部を第三者に委託し、または他の団体と活動を協働することとし、乙はこれを認めるものとする。
- 3 森林保全活動においては、甲は、森林法（昭和26年法律第249号）及び広島県もみのき森林公園設置及び管理条例（昭和59年3月26日条例第2号）を遵守するものとする。

（費用負担）

第5条 本協定に基づく協力に必要な経費は、乙から甲に対し、年間30万円を上限として補助金を支給する。なお、支給期間は最長5年とする。

（助言等）

第6条 乙は、甲がこの協定に基づく森林保全活動を円滑に実施できるよう助言等を行うとともに、甲が行う森林保全活動に積極的に協力するものとする。

（信義誠実の義務）

第7条 甲及び乙は、信義に則って相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行しなければならない。

（その他の事項）

第8条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2023年8月22日

甲 広島県広島市中区土橋町7-1

株式会社 中国新聞社

代表取締役社長

岡畠 鉄也

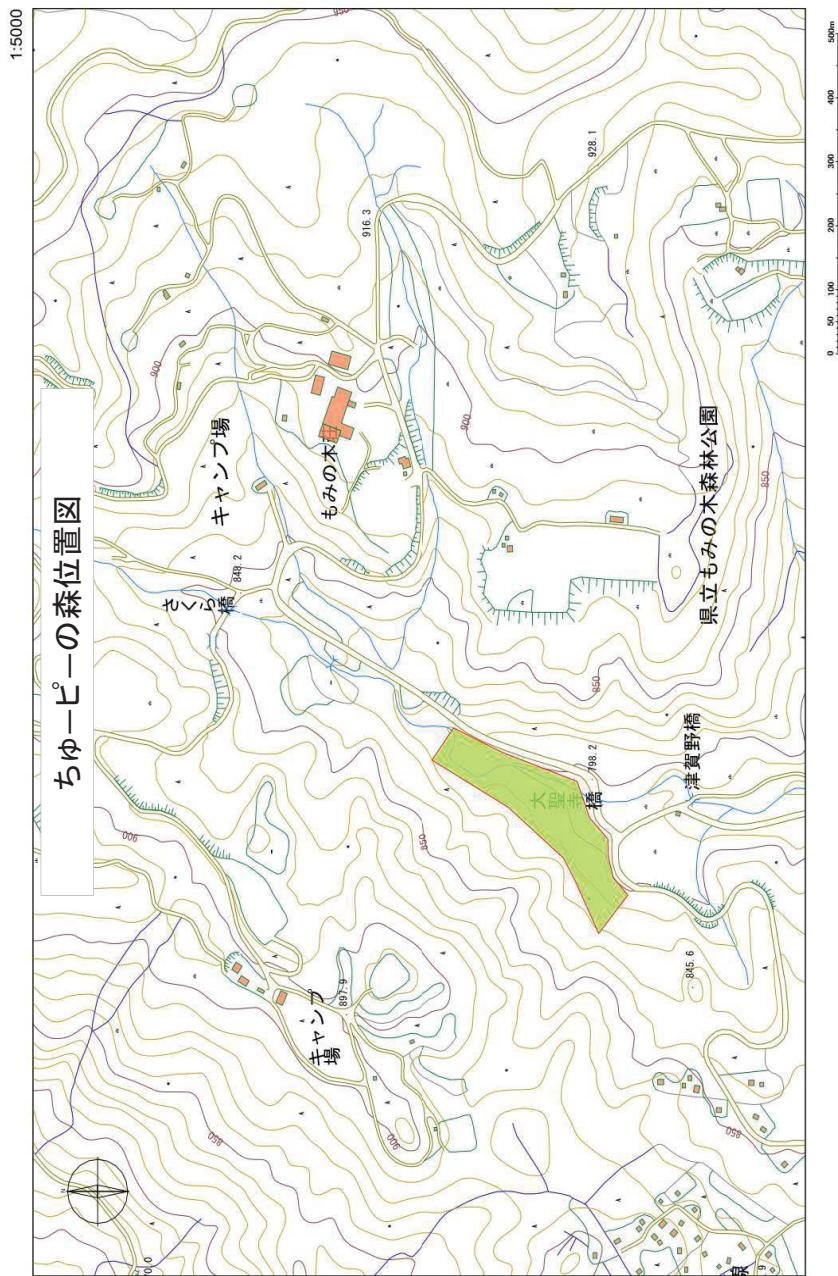
乙 広島市中区基町10-52

広島県

代表者 広島県知事

湯崎 英彦

別紙2



別紙1

「ちゅーpeeの森」森林保全活動計画

1 森林保全活動に取組む目的

企業の社会的責任（CSR）の一環として、森林保全活動による社会貢献・地域交流を行う。同時に、読者がこれにボランティアで参加することにより、生態系の重要さ、森林によるCO₂吸収の意義などを学び、環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

2 活動コンセプト

毎日、大量に紙を消費する企業として、原料となる木を守り育てる活動を通じ、地域の環境保全と温室効果ガスの削減に貢献するとともに、持続可能な地球環境を守る市民意識の向上を図る。

3 森林保全活動の内容

活動の主体	住所 広島県広島市中区土橋町7-1 団体名 株式会社 中国新聞社		
活動地	広島県廿日市市吉和 (広島県立もみのき森林公園内)	面積	3.0ha
契約年月日	2023年8月22日		
活動(契約)年数	5年		
活動方式	下記のとおり		
① 実施体制	株式会社中国新聞社が、別途支援団体の支援を受けながら、イベントを通じて森林保全活動を実施する。		
②取組方	年1回以上、森林保全活動を実施		
③活動予定	森林整備（下刈、除間伐等）		
④活動方針	<ul style="list-style-type: none"> 広島県立もみのき森林公園内において、荒廃している森林の保全を図るために、除伐や間伐などを実施し、見通しの良い広葉樹林の育成を図る。 併せて伐採した木を使った活動も検討し、森を有効活用する。 イベント等の状況について、自社新聞やWeb等により発信することで、森の役割を次世代に伝え、地元企業として森林保全の取組の裾野を広げることに貢献する。 森林保全活動においては、甲は、森林法（昭和26年法律第249号）及び広島県もみのき森林公園設置及び管理条例（昭和59年3月26日条例第2号）を遵守する。 		

グリーンボンド環境保全活動に関する協定書

西川ゴム工業株式会社（以下「甲」という。）及び広島県（以下「乙」という。）は、甲が行う森林環境の保全のための活動の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 甲は、次条に掲げる森林において育林活動（以下「森林保全活動」という。）を実施することにより、森林環境の保全に貢献するとともに、地域社会との交流を通して地域の発展に寄与するものとし、乙は、甲の活動に対して協力するものとする。

（活動の対象となる森林）

第2条 この協定により、甲が森林保全活動を行う森林（以下「協定対象森林」という。）は、次に掲げるとおりとし、乙は協定対象森林について、甲が愛称を付与することを承認する。

所 在 地	面 積 (h a)	備 考
広島県三原市本郷町上北方	1. 2 ha	区域については、別紙2のとおり
広島県立中央森林公園内		

- 2 愛称は、「nishikawa みどりの森」とする。
- 3 乙は、第3条1項に規定する期間内に前項に定める愛称を変更することができない。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、2023年8月22日から2028年8月21日までの5か年とする。

（活動の実施）

第4条 甲は、協定対象森林における森林保全活動を別紙1の「nishikawa みどりの森」森林保全活動計画に基づき実施するものとする。

- 2 森林保全活動に当たり、甲が必要と認める場合、森林保全活動の一部を第三者に委託し、または他の団体と活動を協働することとし、乙はこれを認めるものとする。
- 3 森林保全活動においては、甲は、森林法（昭和26年法律第249号）及び広島県中央森林公園設置及び管理条例（平成5年7月7日条例第20号）を遵守するものとする。

（費用負担）

第5条 本協定に基づく協力に必要な経費は、乙から甲に対し、年間30万円を上限として補助金を支給する。なお、支給期間は最長5年とする。

（助言等）

第6条 乙は、甲がこの協定に基づく森林保全活動を円滑に実施できるよう助言等を行うとともに、甲が行う森林保全活動に協力するものとする。

（信義誠実の義務）

第7条 甲及び乙は、信義に則って相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行しなければならない。

（その他の事項）

第8条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2023年8月22日

甲 広島県広島市西区三篠町二丁目2番8号

西川ゴム工業株式会社

代表取締役社長

小川 秀樹

乙 広島市中区基町10-52

広島県

代表者 広島県知事

湯崎 英彦

別紙1

「nishikawa みどりの森」森林保全活動計画

1 森林保全活動に取組む目的

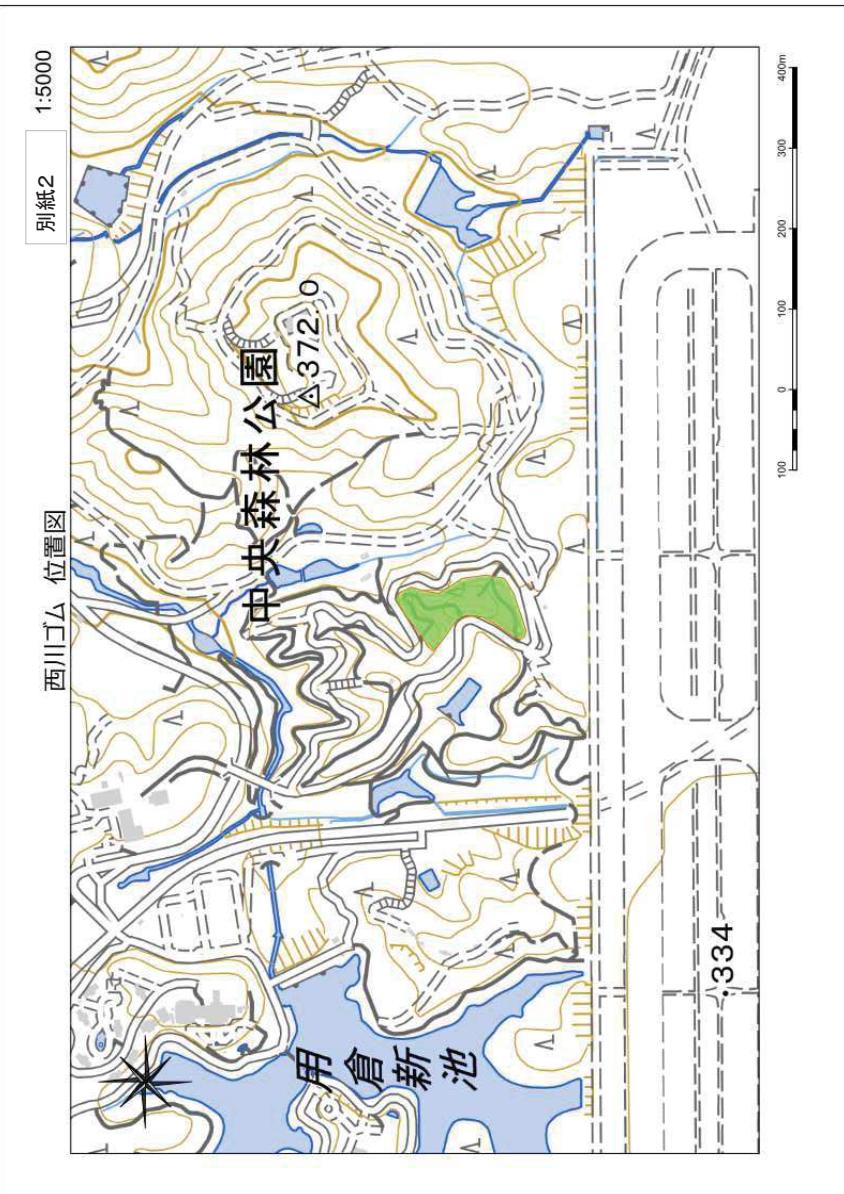
企業の社会的責任（CSR）の一環として、森林保全活動による社会貢献・地域交流を行う。同時に、社員がこれにボランティアで参加することにより、生態系の重要さ、森林によるCO₂吸収の意義など、社員の環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

2 活動コンセプト

森林保全活動を通じ、自然保護や社会貢献に対する意識の向上を図るとともに、自然を観察しふれあうこと、生態系の維持と地球環境の保護の理解を深める。

3 森林保全活動の内容

活動の主体	住所 広島県広島市西区三篠町二丁目2番8号 団体名 西川ゴム工業株式会社		
活動地	広島県三原市本郷町上北方 (広島県立中央森林公園内)	面積	1.2ha
契約年月日	2023年8月22日		
活動(契約)年数	5年		
活動方式	下記のとおり		
①実施体制	西川ゴム工業株式会社が、別途支援団体の支援を受けながら、森林保全活動を実施する。		
②取組方	年1回以上、森林保全活動を実施		
③活動予定	森林整備（下刈、除間伐等）		
④活動方針	<ul style="list-style-type: none"> 広島県立中央森林公園内において、荒廃している森林の保全を図るために、除伐や間伐などを実施し、見通しの良い広葉樹林の育成を図る。 イベント等の状況について、自社新聞やWeb等により発信することで、森の役割を次世代に伝え、地元企業として森林保全の取組の裾野を広げることに貢献する。 森林保全活動においては、甲は、森林法（昭和26年法律第249号）及び広島県中央森林公園設置及び管理条例（平成5年7月7日条例第20号）を遵守する。 		



グリーンボンド環境保全活動に関する協定書

有限会社藤岡保険コンサルタント（以下「甲」という。）及び広島県（以下「乙」という。）は、
甲が行う海岸環境の保全のための活動の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 甲は、次条に掲げる港湾緑地において野鳥観察及び清掃活動（以下「海岸保全活動」という。）を実施することにより、海岸環境の保全に貢献するとともに、地域社会との交流を通して地域の発展に寄与するものとし、乙は、甲の活動に対して協力するものとする。

（活動の対象となる港湾緑地）

第2条 この協定により、甲が海岸保全活動を行う港湾緑地（以下「協定対象緑地」という。）は、次に掲げるとおりとする。

協定対象緑地	所在地
みずとりの浜公園の区画の一部 (別図のとおり)	広島県広島市佐伯区海老山南二丁目1番地先

（愛称等を付ける権利）

第3条 乙は、協定対象緑地のうち、別図に記載する愛称付与区画について、甲が愛称を付与することを承認する。

- 2 愛称は、「藤岡保険みずとりの浜シーサイドエリア」とする。
- 3 甲は、次条に規定する期間内に前項に定める愛称を変更することができない。
- 4 甲は、甲が管理する印刷物及びホームページ等で、甲がみずとりの浜公園のネーミングライツの保有者であることを表示することができる。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、2023年8月22日から2028年8月21日までとする。

（活動の実施）

- 第5条 甲は、協定対象緑地における海岸保全活動を別紙1の『藤岡保険みずとりの浜シーサイドエリア』海岸保全活動計画に基づき実施するものとする。
- 2 海岸保全活動に当たり、甲が必要と認める場合、海岸保全活動の一部を第三者に委託し、または他の団体と活動を協働できることとし、乙はこれを認めるものとする。
 - 3 海岸保全活動においては、甲は、広島県港湾施設管理条例（昭和28年広島県条例第36号）及び広島県港湾施設管理規則（昭和28年広島県規則第74号）を遵守するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づく協力に必要な経費は、乙から甲に対し、年間30万円を上限として補助金を支給する。なお、支給期間は最長5年とする。

（助言等）

第7条 乙は、甲がこの協定に基づく海岸保全活動を円滑に実施できるよう助言等を行うとともに、甲が行う海岸保全活動に積極的に協力するものとする。

（信義誠実の義務）

第8条 甲及び乙は、信義に則って相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行しなければならない。

（その他の事項）

第9条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2023年8月22日

甲 広島県広島市佐伯区利松二丁目12番10号
有限会社藤岡保険コンサルタント

代表取締役社長 藤岡 徹也

乙 広島県

代表者 広島県知事 湯崎 英彦

別紙

「藤岡保険みずとりの浜シーサイドエリア」海岸保全活動計画

1 海岸保全活動に取り組む目的

我々は、地域の憩いの場である公園緑地（協定対象緑地）での自然保護や海岸生態系の維持、防災機能の強化につながる海岸保全活動を通じて、子ども達の環境意識や関心を育む取り組みや、社員の環境問題に対する意識向上など、地域アイデンティティの促進と、自然環境や生物多様性保全に貢献し、持続可能な未来社会と住みよい街づくりに寄与することを目的とする。

2 取り組む場所をみずとりの浜公園に決定した理由

海岸には豊かな生物多様性が存在し、港湾緑地の維持管理によって生息地や植物の保護が図られている。みずとりの浜公園周辺の八幡川沿岸には、秋から冬にかけてたくさんの渡り鳥（野鳥）が飛来し、夏にはリバーマラソンが開催されるなど、八幡川は地元住民に長く愛され続けてきた。

また、多様な環境に生息する野鳥は、自然環境の状態を教えてくれる大切なバローメーターである。一方で、日本に生息する野鳥はその数が年々減少しており、主な要因として、人による生活環境が影響し、気候変動や自然環境の悪化によって日本に飛来する野鳥たちの生息環境にも多大な影響を与えていると言われる。

弊社が地元佐伯区の港湾緑地である「みずとりの浜公園」を選択した理由は、自社の社会貢献活動の一環としてのほか、「みらい世代」を担う子ども達に向けて、自然環境保護や生物多様性保全の必要性と理解につながる環境学習を企画し、野鳥たちの生態系バランスを守ることの大切さについて、もっと身近に考える機会の場を提供してあげたいと思ったからである。

3 海岸保全活動の内容

活動の主体	住所 広島市佐伯区利松二丁目 12 番 10 号 団体名 有限会社藤岡保険コンサルタント
活動地	みずとりの浜公園の区画の一部（広島市佐伯区海老山南二丁目 1 番地先）
契約年月日	2023 年 8 月 22 日
活動(契約)年数	5 年
活動方式	下記のとおり
①取組内容	年 1 回以上、社員等による海岸保全活動を実施
②活動予定	年 1 回 野鳥の会会員等を講師として、小学生対象の野鳥観察を実施 年 1 回 社員等による清掃活動を実施

